

(様式第2号)

会議録

令和3年3月25日作成

会議の名称	第18回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	令和2年6月12日(金) 午後1時30分から午後2時18分		
会議の開催場所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

第18回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年6月12日（金）午後1時30分～午後2時18分

2. 場 所 島本町役場3階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

①島本町農業委員会傍聴要領の改正について

【審議】

①「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」および「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について

②下限面積の設定について

4. 出席者

（委員）

会長	大西 義雄	会長代理	淺田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟	委員	柏原 縁
委員	川村 優一	委員	木村 修	委員	清水 正純
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	西田 尚弘
委員	藤原 弘				

（事務局）

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	西崎 大樹	担当	大森 隆雄		

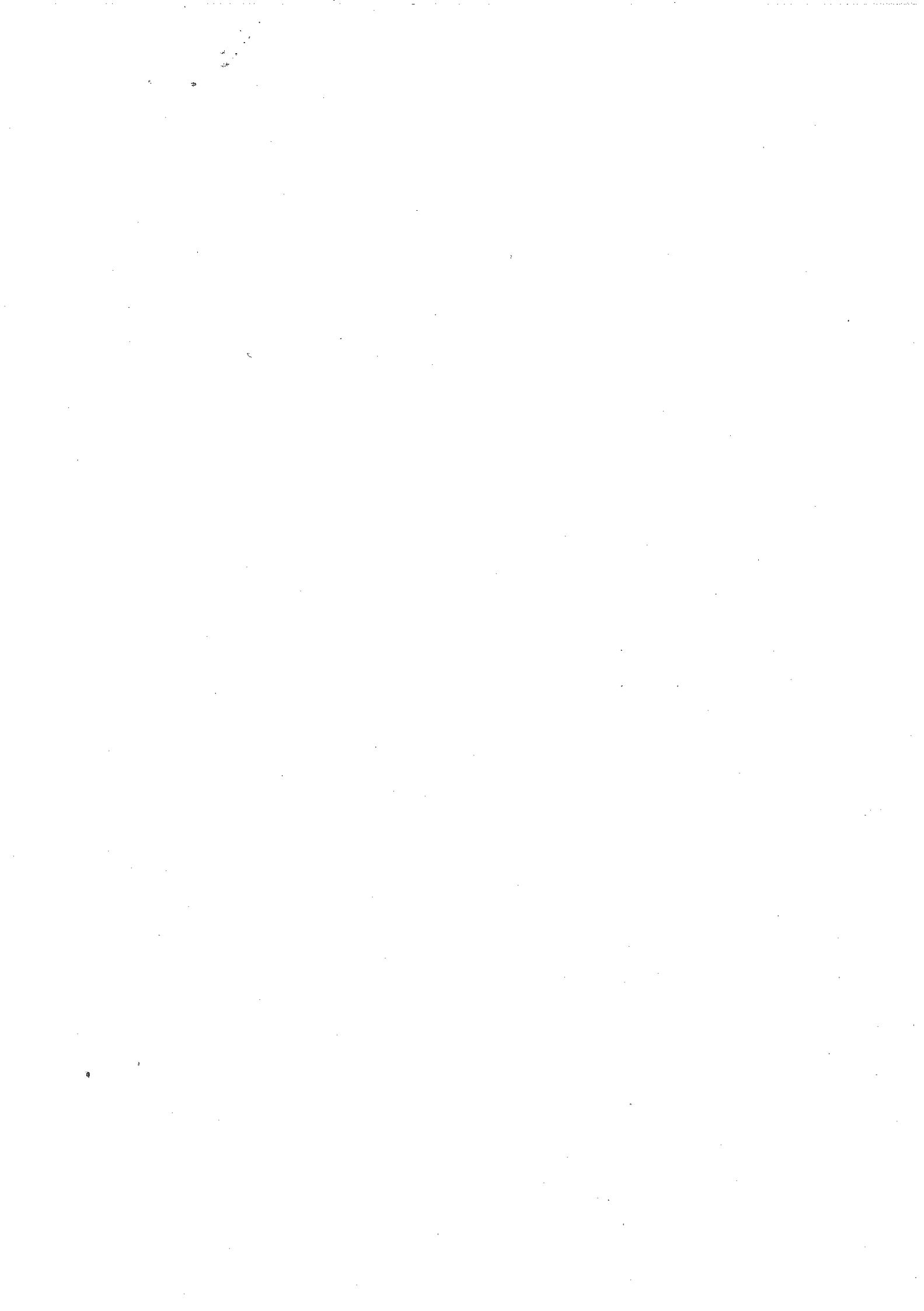
5. 欠席者 1名

6. 傍聴人 4名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 田中 幸造

署名委員 西田 尚弘



令和2年度 第18回 島本町農業委員会議事録

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから第18回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、大西会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まり願いましてありがとうございます。言うまでもなく、新型コロナウイルスの感染がなかなか収まらないということあります。今日もクラスターが発生したらいかんということで、こういったソーシャルディスタンスで距離を取って、会議をスマーズに進んでいただきたいと思います。言われているように、Withコロナということで、ワクチンが出てこないことにはなかなか終息はしない見通しでございますので、これから、全て経済から生活から、全ての流れが今までのやり方では通用しないということで、変わりよるということでございますが、我々の農業についてもなかなか、コロナで厳しいものが見えてくると思います。ということで、危惧しております。</p> <p>ということで、今後島本町の農業政策等々につきましても、皆様方と御相談して取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>今日は、報告事項が1件と審議事項が2件でございます。よろしくお願ひいたします。簡単ではございますけれど、御挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。</p> <p>委員14名中、出席委員13名、欠席委員1名であり、会議規則第7条の規定により、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。田中幸造委員、西田尚弘委員の2名よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、本日、傍聴者はありますか。</p>
事務局	傍聴者が4名おられます。
議長	委員会の傍聴の申出がございますが、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。

委 員	異議なし。
議 長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め入室を許可いたします。</p> <p>それでは、報告案件①の「島本町農業委員会傍聴要領の改正について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、4ページをお開きください。</p> <p>4ページの右側にございますように、従来、農業委員会の傍聴につきましては、30分前に受付を開始しておりましたが、傍聴者の待ち時間短縮等を目的として、15分前から受付を開始することといたしました。この改正に併せまして、細かな文言の修正を行っております。</p> <p>この改正は、総合政策部長より島本町の全ての審議会等で同様の取扱いをするよう通知があったことによるもので、事前に会長の同意をいただいた上で、6月5日付で改正を行い、本日の会議から15分前受付開始の運用を行っております。</p> <p>なお、本件について、委員の皆様から事前に御質問等はいただいておりません。</p> <p>事務局からの御報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から報告がありました。委員の皆さんから御意見、御質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p>はい、[] 委員。</p>
委 員	<p>ただいまの説明のところで、2番傍聴の手続の(2)のところなんですがけれども、傍聴定員を超えるときは抽選により傍聴者を決定するというふうになってたんですけども、こういった場合は抽選により傍聴者を決定するというような形になってますけども。傍聴者の総数ですね、この辺が規定されていないと思うんですけども。これ、例えば何名とか、あるんですか。</p>
議 長	<p>そしたら事務局、農業委員会等々傍聴者について、分かっている範囲で御説明願います。</p>
事務局	<p>すみません、お待たせしました。傍聴の定員でございますが、島本町農業委員会の会議の公開に関する要綱というところの第5条に規定がございまして、「傍聴の定員は5人とする」ということになっております。ですので、要領ではなく要綱で規定がございます。</p>

	以上でございます。
議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	<p>この委員会は5名。全部が5名ということではなしに、農業委員会のほうが5名ということでございます。</p> <p>ほか、ございませんか。よろしいですか。傍聴者のことを考えてやるべく改正ということでございます。</p> <p>それでは、特に発言がないようでございますので、報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、審議案件①について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、6ページをお開きください。6ページからが令和元年度に作成しました目標の点検・評価の案でございます。</p> <p>まず、1番の「I 農業委員会の状況」のところの「1 農業の概要」につきましては、農林業センサス、それから耕地及び作付面積統計というものに基づいて記載しているものが大部分となっておりますが、若干補足説明をさせていただきます。</p> <p>先に7ページをご覧ください。7ページの一番上の表で、管内の農地面積が4.8haとなっておりますが、こちらの数字は1年前の活動計画で記載しました耕地及び作付面積統計の面積となっております。</p> <p>6ページにお戻りいただきまして、6ページの一番上の表、耕地面積の合計が4.7haとなっておりまして、先ほどご覧いただきました7ページの4.8haから若干減少しております。これは、農地転用等により農地が減少したことが統計に反映されたためと考えられます。同じ表の中に、ちょっと下にいっていただいたところに、農地台帳面積というものがございます。こちらは、農業委員会事務局で管理しております農地台帳システムに登録されている農地の面積でございます。先ほどの耕地面積と若干の違いがございますが、統計をとる主体やとる方法が違うことなどによるものと考えられます。</p> <p>6ページ中央の左にある表をご覧ください。農家数に関する統計でございます。この中で、主業農家数が2となっておりますが、主業農家とは農業所得が所得の50%以上を占めており、年60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家のことをいいます。農林業センサスの情報でございますので、具体的にどなたが主業農家に該当するのかということは分かりかねますが、主業農家が町内に2戸ございます。</p>

下に移りまして、「2 農業委員会の現在の体制」でございます。

任期満了は令和2年7月19日、定数は14名、実数も同じく14名、うち、認定農業者に準ずる者が1名、女性委員が1名、中立委員が1名となっております。

7ページをご覧ください。「II 担い手への農地の利用集積・集約化」という項目でございまして、一番上の表をご覧ください。

これまでの集積面積といたしまして、0.36haと記載しております。こちらは、農地利用集積円滑化団体である高槻市農業協同組合を経由して、耕作者に貸し出されている農地の合計面積でございます。

その下の表をご覧ください。令和元年度、集積目標は0.46haと設定しておりましたが、集積実績は0.36haでございました。

8ページをご覧ください。新規参入の促進に関する評価でございます。1経営体の新規参入を目標としておりましたが、実績なしという結果でございました。

9ページをお開きください。遊休農地に関する措置の評価でございます。管内の農地面積48.07haのうち、0.07haが遊休農地となっていました。その全部の解消を目標としておりましたが、解消実績は0.05haとなっております。これは、大沢にございました3筆の遊休農地が解消されたことによるものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。違反転用への適正な対応でございます。違反転用面積は0.08haで、増減はございません。

続きまして、11ページをご覧ください。令和元年度、農地法第3条に基づく許可事務が2件、農地転用に関する事務のうち、意見を付して知事への送付を行ったものが1件ございましたので、その旨記載しております。

12ページをご覧ください。「3 農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内に農地所有適格法人はございませんので、その旨記載しております。

13ページをご覧ください。事務の実施状況の公表等につきましては、農業委員会議事録の公表と、今ご覧いただいている活動計画の点検・評価の公表状況について、記載しております。また昨年度、会長から町長に提出された生産緑地地区指定の面積要件緩和に関する意見書について、記載しております。

次に、14ページをお開きください。このページからが令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案でございます。

14ページにつきましては、先ほど6ページでご覧いただきました評価と同様の内容を記載しております。

15ページをご覧ください。「II 担い手への農地の利用集積・集約

	<p>化」につきましてですが、上から2つ目の表、令和2年度の目標及び活動計画をご覧ください。</p> <p>目標といたしまして、現時点の0.36haに、新規集積0.1haを加えた0.46haという値を記載しております、昨年度と同様でございます。</p> <p>その下の項目「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、昨年度と同様、1経営体、0.1haの新規参入を目標としております。</p> <p>16ページをお開きください。「IV 遊休農地に関する措置」といたしましては、現在、0.02haございます遊休農地の解消を目標として、記載しております。また、農地パトロールの実施時期につきましては、9月から11月を予定しております。</p> <p>なお、本件につきまして、委員の皆様から事前に御質問等はいただいておりません。</p> <p>事務局からの説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました案件について、委員の皆さんからお受けしたいと思いますけども、疑義など全体的にありましたらお受けいたします。</p> <p>はい、■委員。</p>
委員	<p>今、事務局からいろいろな書類いただきまして。私一つ今思つとるのは、レジャー農園という形で調査がきて、そのレジャー農園の土地というのはどういう位置づけで、どこにどう入っているかなんかを、説明できればお願ひします。</p>
議長	<p>貸農園っていうのは、ファミリー農園ね。それが、どういうところに分類されるかっていうのね。</p> <p>事務局のほう、お願ひいたします。</p> <p>ちょっと■委員に聞くけど、今のファミリー農園のレジャー農園が全体の48ha、今現在47haかな。その中のどれくらいの割合を占めているか、そういう意味ですか。そういう意味。</p>
事務局	<p>すみません。今のファミリー農園に関する御質問でございますが、ファミリー農園につきましても、農地台帳には載っておりますので、台帳面積にも載っておりますし、農地ということで、それぞれの統計の面積にも含まれていると思います。</p>

委 員	いや、それじゃなく全部で。絶対値や。何 $h \cdot a$ とかいう、数値はどれくらい。
事務局	面積ですかね。
議 長	後で調べてもらいましょうか。ただ、役場のほうであっせんされてるファミリー農園と個人個人でやられているファミリー農園があるので、個人個人のほうがちょっと分からんわね。各地区の農業委員さんに大体、例えば山崎やったらこれぐらいあるよと、尺代やったらこれぐらいあるよということは言えるけどね。それは役場のほうでは、ちょっと無理やわ。ただ、役場であっせんされたファミリー農園、これは何区画、1区画大体5坪かな、16.5m ² ほどの。だから、それで面積は出ると思うんやけど。後日、後日なんか。後で、報告してもらいます。
委 員	はい、分かりました。
議 長	あと、今の各農業委員さんのほうで、例えば広瀬地区やったらこれぐらいやとか、いうのがあったらちょっと報告してもらいましょうか。よろしいか。尺代地区で大体、島本町がやられていること、個人がやってるものを含めて、区画にしたら150から200区画ぐらいあるんちやいますか。せやから、それに5坪掛けたら。1区画が大体、5坪ですから。150から200ぐらいあると思います、区画にしたら。それが尺代ですわ。そのうち、島本町があっせんしてするのも、何ばかありますからね。そしたら、大沢はないですか。高浜ありますか。
委 員	高浜ですけども、町のファミリー農園が1カ所とあと個人間で1カ所あるんですけども、ちょっと面積については。場所は分かるんですけど、面積はちょっとすぐには出ないです。
議 長	じゃあ、■さんとこは。
委 員	うちは実行組合が3つに分かれるとるんで。ちょっと把握できてないです。
議 長	いや、第一だけでよろしいわ。
委 員	第一は1区画。1区画って、50区画ぐらい。

議長	50区画。
委員	うん。
議長	ということは、三五、十五。150。約1反未満やね。
委員	そうですね。
議長	なら、■さんとこ。西側。
委員	西側のほうは、現在ゼロです。
議長	開発が伴うので、はい。そしたら、桜井。
委員	桜井も同じように、大分今変わってますので。去年の段階で、60か70ぐらいちやうかな。倉庫の横にありましたんで。そこしかありませんけど。
議長	60区画ぐらい。そんなら、五六、三十。
委員	あと、個人的にされてる方もいてます。あと、いろいろあります。
議長	それ、残土は今度開発でなくなりますよな。
委員	なくなります。
議長	ほんなら、山崎。
委員	山崎の場合は、ファミリー農園はほとんどないんちゃうんですかね。個人的に貸しておられるところはあると。ただし、山崎の区域の中じゃなくて。
議長	はい。じゃあ、山崎はファミリー農園はないと。
委員	ほとんどないと思います。
議長	分かりました。あとは、東大寺ですね。

委 員	東大寺は、町のファミリー農園が知る限りでは2つぐらい。個人的にやつてはる区画が3つぐらい。個人と何丁目の自治会。個人でやってはるところはちょっと分からないです。
議 長	はい、分かりました。東大寺がね、私の見てる目では一番たくさん、島本町の中で。4丁目の辺が、非常に多いので。これら辺は、かなりあると思います。だから、5反が50a。あと、広瀬はありますか。広瀬はやつてはる。
委 員	3カ所ぐらいはあるんですけどね。面積はちょっと分からない。
議 長	面積はどれくらいか、分からん。
委 員	ちょっと分からんね。
議 長	大体、島本町の状態は、かなりファミリー農園が。市民農園とまた違うんやね、ファミリー農園とは目的が、中身が。かなりファミリー農園が多いということは、特徴的ですわ。三島地区の中でも突出してます、島本町は。 よろしいですか。
	それでは、ほかに何かございませんか。
事務局	会長、すみません。事務局から、ちょっと補足で。先ほど、ファミリー農園の町が把握している農地面積の御質問があったかと思うんですけれども、島本町でのファミリー農園の農地面積が1. 1haになってございまして、町内に10カ所ファミリー農園の農園があるということでございます。地域的に見ますと、尺代で2の農園があるのと、東大寺3丁目4丁目を合わせまして5地区あると。広瀬のほうが2地区。高浜に1地区あるというような形でございます。
	以上でございます。
議 長	はい。もう一度確認すると、島本町で1. 1ha。尺代、東大寺、広瀬、高浜がやっておられるということですな。 ほかに何か、これ以外のことでも結構ですから。
	どうですか。はい、どうぞ。
委 員	15ページの「III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ということで、去年、おととしからずつ農業委員してますねんけど、この人

	数が全然増えない。その原因は、する人の高齢化なんか、農業をあんまりしたくないんか、その辺がちょっとよう分からんのですけども。結局、この数字が増えてこないというのは、町としては、役場としてはどう考えておるんですかね。
議長	事務局のほう、お願いいいたします。
事務局	すみません。新規参入者が、これまでになかなか出てこないといった課題についてのお尋ねかと思います。委員おっしゃるとおり、新規参入については、僕がにぎわい創造課に来させていただいてから、2件ほどお話はいただいてたんですけども、2件ともなかなか新規就農につながらなかつたといったことがありました。これを受け、島本町としても農家の意向を把握しようということで、今回農地アンケートっていう形でとらせていただきまして、次回に最終の7月の農業委員会でしっかりととした報告書を皆様のほうに御提出したいということで、今予定をしているんですけども。そういう農地アンケートを今後どういうふうに生かしていくかっていうのも含めて、次回に御報告させていただきたいと思っております。島本町が把握している、例えばこの地区で今後後継者に困っている農家の方がおられて、その方がどれだけの農地面積を持っているかっていうようなデータベースを今回取らせていただいておりますので、そういうものを今後、新規就農を希望される方にどういった形で提供できるのか。これが、町が単独でできることなのか。今、ちょっとお話がありますのは、調整区域に関しては中間管理機構という農地の集積を専門にしているそういう機構が間にに入って、そういう新規参入のお手伝いができるといったことも、実は町のほうに機構のほうからお話がありましたので、そういう機構とも連携して、今後そういう新規参入を、スムーズに町内でもできるような取組っていうのは、今後やっていきたいなと思っております。
	委員御指摘がありましたとおり、なかなかできてなかったことについては、町としてもしっかりと認識はしておりますので、今後取り組んでいきたいなというふうに考えております。
	以上です。
議長	よろしいですか。
委員	分かりました。それで、今の時期田植えのシーズンで、この時期っていうのは、その田んぼに対する一番きれいな、田んぼにしてはきれいな状態なので。放棄地で、要は草を刈って植えられるような農業していますよと

いうような段階の考え方と、ひとえに田を植えて、稲を植えて、そういう形でしてるので、見栄えっていうのはかなり、当然変わってくると思うんですよ。だから、そういう促進っていうのをぜひとも図ってもらって、お米作りあるいは畑でもいいんですけども、そういう形でものを作ると、そういう考えの下でやってもらえたなら、私自身もありがたいと思うんですけど。ぜひとも、そういう方向で考えてもらって。よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございます。私がちょっと話をするのは、どうかな思うけどね。私の感じることが、島本町の農業というので、ここでこれを一本でやっていこうということになると、やはり農業政策、今までの農業政策等々も考えても、食べていけないです。要するに、今の中間管理機構とか農地集積をやってますけども、大体国が目指しているのは 15 ha ぐらいを 1 人か 2 人でやっていくと。それで、年収はそこそこあって生活ができると。いわゆる、認定農業者の基準になる 600 万円ぐらいの所得を取れるというのが一つの目標なんです。そしたら、島本町の四十数 ha、これ竹やぶもあって、小さい段々畑なんでしたら、こんなもん生産性を含めたら、とても所得は出ません。皆、赤字になります。だから、島本町でやろうと思ったら、今までいろいろ法人は。だから、法人でも農業ができるようになってますから、農業者になって農地の土地を持てますから。次に出てきます下限面積以上持つてたら。だから、そういう話があるんやけども、やっぱりいろいろと。そういう面で生産性が出てこない。それで、やっぱりここは都市近郊の農地なので、買えるか。無償いうわけにはいかんでしょう。やっぱりなんばかは払わないかんということになると、なかなか採算が合わないということが、この新しい就農というか法人化が進んでいかない大体のものんですよ。で、地方に行っても、やっぱり非常に生産性がとれる広い面積、1枚の田んぼが何反も、1町ぐらいあるようなところはええんやけども、段々畑は手間が要る。あぜは草を刈らなあかん、そういうところはなかなか。やっぱり遊休地になっていきよんですよ。それはやっぱり、何かね。今度いろいろ国のはうから、いろんな段々畑、それらにはいろんな景観の助成金を出そうやないかとか、いったことを言うてますけどね。そういうことをやらんことには、島本町のはうで農地を守るということはできない、と私は思うねん。ただ一番ここで良いのは、レジャー農園ですね。さっき言ったファミリー農園。これはみんな、健康とかあるいはレジャーということで、楽しんでやるという農業ですから。そちらのはうをみんなで支えていくということをすれば、島本町の農地は残るけども、それをせんことには島本の全農地を残すということはできないと思います。市街化区域では住宅になり、一本の線で調整区域に入ったら、そこは雑草がいっぱい生えてるといった極端な景色に変わるとい

	うのが島本町の特徴です。これが高槻市や茨木市に行くと、また話が変わりよるんですけども。面積がたくさんあるから。だから法人も入ってきていている。と、私はいろんなところで話を聞いたりしている中で、そういう感じを持っているのです。今のところ、島本町の場合は、みんなで農地を守っていく、住民のみんなで支え合っていこうというのが良いので、ファミリー農園等の形が一番良いと考えられます。当然、担い手がないということも一つの問題なんですけども、まずこれで生活ができないというのは、一番の問題ですわ。
委 員	ちょっとそのへん、農業委員会で言われるのは、確かにそのとおりなのです。でも、そういう農業の荒れ地をなくすというのは、島本町でそういう条件があるんだったら、そういう形の、要は、草ぼうぼうの田んぼ、畑をなくすとか、そういう何らかの方法を考えて。例えば、Aという人が、Aは2反ほどの田んぼするのなら、あと1反ぐらいは我々でもしたってもええんちゃうかっていうふうな人を募集してね。今、荒れた土地をそういう形で変えていって、田植えなりしていったら、その荒れ地も多分、そういう田も少なくなるのではないか。だから、何かのアクションをつけて、そういうことをやっていかな、いつまでたってもこれゼロで、たぶん増えてこないんで。だから、そういう方法を考えてみてもらったら、ありがとうございます。よろしくお願いします。
議 長	はい、分かりました。参考に、島本町は遊休農地が、三島地区の中でも一番少ないですからね。それだけやっぱり、農地で農業をしたいという人が多いということですわ。島本町に住んでおられる方が。だから、尺代の辺までね、広瀬の辺から車でたくさん来てる。高槻からも来てる。というのは、そういうことなんですね。水が良いとか環境が良いということで、弁当を持って皆、日曜日にファミリーでくるといった状態ですわ。 それ以外に何か、御質問ありましたら。
	はい、どうぞ。
委 員	こんだけおられたということで、島本の農家数ですね。141戸ありますね。
議 長	何ページ。
委 員	14ページです。14ページの1のところに、総農家数141戸と書いてますね。これ島本の。これ後からやらはるんですか。そのときでもいいんですけど、下限面積で20aと。だから、20aを超えてる農家という

	のは、何軒ありますか。
議長	はい、事務局。20aを超えてる、農地所有やね。
事務局	すみません。今、ちょっとパッと出てくる数字が申し訳ございません、ないんですけども。ちょっと次の議題になる20aについては、また次の段階で御議論させていただけたらなというふうに思います。すみません、ちょっと数字についてはパッと出てこなくて申し訳ございません。
議長	ほか、ございませんか。 それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。 それでは、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。
委員	はい。
議長	御異議がないものと認め、採決いたします。 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、承認される方は挙手願います。 全員挙手ということで、本案件は承認いたします。 続きまして、審議案件②について、事務局から説明願います。
事務局	それでは、17ページをお開きください。2つ目の審議案件「下限面積の設定について」を御説明させていただきます。 下限面積は、農地を取得される際に必要となる条件の一つで、農地法第3条第2項第5号に規定されており、取得後の最低面積を定めたものでございます。 三島地区の各農業委員会の下限面積について掲載しておりますので、御参考になさってください。なお、前年からの変更はございません。 三島地区では、下限面積を下げてしまふと開発を目的として農地を取得することが容易になってしまい、農地の減少につながるという観点から、全ての市と町で20aを下限面積としております。農地の乱開発を防ぐためにも、事務局といたしましては、現在の20aを維持していただければと考えております。 なお、本件について、委員の皆様から事前に御質問等はいただいておりません。 事務局からの説明は、以上でございます。

議長	ただいま、事務局から説明のありました案件について、委員の皆さんからの御意見、御質問等をお受けいたします。 はい、どうぞ。■委員ありましたら。
委員	先程の質問ですが、島本町の農家で下限面積20a以上の中は何軒ですか。
議長	■委員の質問は、島本町のほうで農業されてる方で、下限面積の20a以上所有しておられる方、あるいは耕作されてる方は何人おられますかってことやね。
委員	何軒やね。
議長	何戸ほどあるかってことやね。
委員	総戸数が141戸の中に、そのうち下限面積を超える農家っていうのは、何戸ですか。
事務局	すみません、20a以上というのは先ほど申し上げましたとおり、すぐには出てこないんですけども。参考までになんですけど、先ほど■委員おっしゃっていただいた14ページをご覧いただけますか。14ページの一番上の表の左側、総農家数141戸に対しまして、販売農家数というのが44戸ございまして、販売農家の定義なんんですけども、「経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家」ということで、恐らく30a以上持つてらっしゃる方が44戸いらっしゃるというところで。
委員	いや、そんなないです。そんなないです。そんなないです。間違ってる。そのうちね、耕作されてるところもあるけれども、もう箇。タケノコね、管理異常になってるところも入ってる。
議長	いや、それはないわ。畑や農地。
委員	だからね。田んぼとか畑というところが、つぶれた。 今すぐ出てこないと思うけど。
議長	ちょっと後で、調べてあげますわ。要するに、離退による解消やね。

委 員	くれぐれも具体的に。
議 長	田んぼだけの2反いうたら、少ないと思います。竹やぶの田になつてゐるだけのね。それも含めなあかんな。ただ、山林で竹やぶというと、これは入つてないからね。農地台帳には。分かりますか。
事務局	すみません、ちょっとすぐに20a以上というのが、出すのがシステム的にも難しいところがございまして。もし可能であれば、次回御報告させていただくということでもよろしいですかね。
議 長	よろしいか。
委 員	いいけども、基本的な数字やからね。事務局も聞かれるのを待たずに言って欲しいね。
議 長	よろしいですか。下限面積20a。要するに、20aを所有してなかつたら、農地を所有することはできない、新たにね。相続で10aありますというのは、よろしいですか。今度それを、農業をしようと思って土地を買う場合、あと10a以上一気に買わんことには認められないという、農業委員会は。借りるとかそういうなんは別やけどね。だから、ファミリー農園とかいうのは、皆、5坪とか、16m ² とか、そんなんやからね。自分の物にはならない、法律上ね。農地法では。それを、下げるか上げるか。今は、さっき事務局が説明していましたように、三島地区の場合は、あまり下げると土地投機に入るということで、以前は30aやつたんですけども、全体的な土地が減ってきたということで20aに統一してるんです。ただ、地方のほうへ行くと遊休農地がすごいんで、それが農地所有者だけしか買えないというと、遊休農地がいっぱい出てくるんで、下限面積を下げて。初めて百姓をする、就農するという人が、小さい予算、少ない予算で農地を手に入れられるということで下げる地方もありますわ。20aより小さくしてるところもあります。だから、それがどちらが良いか悪いか、その地域地域の実情に合わせてやっておられますんでね。これ今だと、内々に変えられるんで。島本町の場合は、五つの、三島地区の農業委員会合わせて、20aにしてるという説明です。一番、20aがしんどなってきたんは島本町やな。これ、非常に今言うてるよう、20aを持つてる人が非常に減ってきた。だから、もし農地を買ってもらおうと思ったら、その20aを持ってる人にしか買ってもらえないということやからね。だから、売ることできないから。そうするともう、遊休農地にして、

	<p>草がぼうぼうになってくると。山側やつたら山になつてしまふと、またそういう心配が出てくるんですよね。それで下限面積を下げると、全然今百姓してない人でも買うことができるので、買ってその農地を続けられると、農業ができるという利点もあるんですから。これ将来は、また見直しをする必要があると、僕は思いますけど。今回については、今までと同じような内容でいかがとは思います。</p> <p>何かほかに、これについて。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	<p>異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>それでは、下限面積の設定について、事務局案のとおり、20aで承認される方は挙手願います。</p> <p>ありがとうございます。挙手全員により、本案件は承認いたします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議が終了いたしましたが、委員の皆さんから、その他ございませんでしょうか。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
事務局	<p>事務局から1点、御連絡がございます。</p> <p>次回の農業委員会でございますが、来月7月13日月曜日の午後1時30分から開催することが決定しております。任期満了前の最後の開催となりますので、皆様の農業委員章（バッジ）を回収させていただきますので、来月の農業委員会には、全員バッジをお持ちくださいますようお願いいたします。</p> <p>また、万が一紛失された方は、お早めに事務局まで御連絡ください。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました件について、委員の皆様から御質問ございませんか。</p> <p>特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。</p>
事務局	それでは、以上をもちまして第18回島本町農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

